

二条大橋デザイン検討会議開催要綱

平成 27 年 11 月 30 日決定

(趣旨)

第1条 二条大橋補修事業において、デザイン面の配慮が必要となる施設の整備に関して、専門的見地及び地域的視点から意見や助言を求めることを目的として、二条大橋デザイン検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

(会議の役割)

第2条 会議は、二条大橋の次の各号に掲げる事項について、意見を交換し、市長に助言を行うものとする。

- (1) 歩道舗装、高欄、防護柵、照明、桁塗装のデザイン
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の趣旨に合致し、かつ、市長が必要と認める事項

(組織及び委員の任期)

第3条 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、就任の日から会議の目的が達成されたときまでとする。

(会議の招集)

第4条 会議は、市長が招集する。

(会議の進行)

第5条 会議の進行は、事務局が行う。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、京都市建設局土木管理部橋りょう健全推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。